

農家・死亡牛関連業者の皆様へ

平成31年4月1日より死亡牛のBSE検査対象月齢が変わります

① **96か月齢以上の死亡牛**

② 48か月齢以上の起立不能を示す死亡牛

例: 死亡前に歩行困難、起立不能などであった牛

③ 全月齢のBSEを疑う症状のある死亡牛

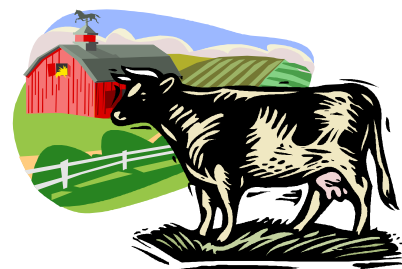
例: 興奮しやすい、音や光・接触等への過敏な反応、牛群内での序列の変化、搾乳時の持続的な蹴り、頭を低くし柵等に押しつける動作の繰り返し、扉や柵等の障害物におけるためらいなどの行動変化があった牛



上記①～③については、
BSE検査を行う必要があります

②や③の場合には、家畜保健衛生所、NOSAI家畜診療所、開業獣医師等に連絡をして、死亡牛の届出書を作成してもらってください。

※死亡牛処理整理票に死亡牛の届出書を添付する必要があります。



ご不明な点がございましたら以下までお問い合わせください。
南部家畜保健衛生所: 076-257-1262